

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人 聖峰会

医療法人番号

所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田892番地

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		7,044,824
2 事業費用		
(1) 事業費	7,692,981	
(2) 本部費	34,399	7,727,380
本来業務事業損失		682,555
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		929,914
2 事業費用		1,004,250
附帯業務事業損失		74,335
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業損失		756,891
II 事業外収益		
受取利息	23	
その他の事業外収益	185,314	185,337
III 事業外費用		
支払利息	7,832	
その他の事業外費用	10,021	17,853
経常損失		589,407
IV 特別利益		
固定資産売却益	23	
補助金収入	34,882	
国庫補助金等特別勘定戻入	36,339	
医療事故保険収入	25,000	
水害保険収入	1,010,891	1,107,136
V 特別損失		
固定資産除却損	71,316	
国庫補助金等特別勘定繰入	18,073	
固定資産圧縮損	381,216	
その他の特別損失	1,452	
医療損害賠償金	25,000	
保険差益等特別勘定繰入	598,000	
災害損失特別勘定繰入	22,700	1,117,757
税引前当期純損失		600,027
法人税・住民税及び事業税	294	
法人税等調整額	△ 163,775	△ 163,481
当期純損失		436,546

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。